

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和7年度 箱型土のう等設置等役務	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	令和7年3月5日	
	変 更	令和7年4月12日	
	作成部隊等名	陸上総隊司令部国際協力課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ジブチ共和国自衛隊活動拠点における箱型土のう等設置等役務について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1 カタログ

この仕様書においてカタログとは、HESCO社、ピカコーポレーション又は小岩金網株式会社が使用しているカタログをいう。

1.2.2 箱型土のう等

この仕様書において箱型土のう等とは、箱型土のう、望楼屋根、取付階段及び有刺鉄線をいう。

1.2.3 箱型土のう等のカタログ製品名

箱型土のう等のカタログ製品名は、表1による。

表1－品名及びカタログ製品名

番号	品名	カタログ製品名
1	箱型土のう MIL 1	Hesco Bastion Ltd MIL 1
2	箱型土のう MIL 2	Hesco Bastion Ltd MIL 2
3	箱型土のう MIL 5	Hesco Bastion Ltd MIL 5
4	箱型土のう MIL 10	Hesco Bastion Ltd MIL 10
5	箱型土のう MIL 19	Hesco Bastion Ltd MIL 19
6	望楼屋根	Hesco Bastion Ltd Ground Sanger
7	取付階段	ピカコーポレーション移動式足場ローリングタワー RA-3UC 3段内階段式
8	有刺鉄線	小岩金網(Atkore)社 Razor Ribbon NATO-22
9	バーブドワイヤー	小岩金網 SUS304バーブ

1.2.4 箱型土のう等設置等

この仕様書において箱型土のう等設置等とは、既設箱型土のうの撤去、新規箱型土のうの設置、及び構内道路の復旧をいう。

1.2.5 関係機関

この仕様書において関係機関とは、ジブチ共和国内における行政機関をいう。

1.2.6 仕様書等

この仕様書及び契約相手方が作成した施工計画書及び承認図等関係書類をいう。

1.2.7 引用文書等

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 引用文書

陸上自衛隊会計事務規則（昭和50年陸上自衛隊達第16-4号）

b) 関連文書

- 1) ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（平成二十一年外務省告示第二百二十三号）
- 2) 国土交通省が制定した、各種工事共通仕様書（最新版）
- 3) 防衛省が制定した、駐屯地用標準契約書及び各種工事共通仕様書（最新版）

1.3 適用する契約条項

役務請負契約条項、秘密の保全に関する特約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

1.4 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

1.5 関係法令等

契約の履行については、令和元年法律第16号「会計法」を遵守するものとする。

2 官給品

契約を履行するため、官側が準備した表2の資材を使用できるものとする。

表2-官給品資材

番号	品名	使用可能数（予備外数）
1	箱型土のう MIL1	108ユニット（+予備11ユニット）
2	箱型土のう MIL2	6ユニット（+予備1ユニット）
3	箱型土のう MIL5	2ユニット（+予備1ユニット）
4	箱型土のう MIL10	24ユニット（+予備2ユニット）
5	箱型土のう MIL19	16ユニット（+予備1ユニット）
6	望楼屋根	1セット
7	取付階段	1セット（ジャッキ、クランプ一式含む）
11	有刺鉄線	13m×27巻（+予備3巻）
12	バーブドワイヤー	200m×9巻（+予備1巻）

3 役務に関する要求

3.1 履行期間

3.1.1 準備から完成検査までの期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3.1.2 箱型土のう等設置等期間

令和7年9月11日から令和8年3月27日まで

3.2 履行場所

ジブチ共和国自衛隊活動拠点（ジブチ市内）

3.3 作業範囲

この役務は、付図1に示す範囲の箱型土のう等設置等を対象とする。

3.4 役務の内容

a) 役務の内容は、表3のとおりとし、詳細は付図2～付図6のとおりとする。

表3－役務の内容

番号	項目	役務の内容	
1	資材調達	1 箱型土のう充填用土砂の調達(D<60mm を 1250 m ³) 2 構内道路復旧用砕石 (C20, C40 をそれぞれ 200 m ³ づつ) の調達 3 有刺鉄線土台用Y字ポールの調達 (190 本)	
2	官給品の掌握	自衛隊準備資材を掌握し、作業位置に運搬	
3	既存箱型土のう等撤去	1 既存箱型土のう等(L=352m)の撤去 (付図1参照) 2 資材置き場柵の撤去 (付図2参照) 3 土砂、望楼屋根、取付階段及びその他発生材に分別 4 土砂は近傍に集積 5 望楼屋根及び取付階段は、資材集積場に集積 6 その他発生材は拠点外に搬出して処分	望楼の基礎コンクリートは保護(再利用)
4	新規箱型土のう等設置	1 新規箱型土のう等を資材置き場から設置場所へ運搬 2 新規箱型土のう 352mの設置 (付図3参照) 3 再利用土砂を新規箱型土のうに充填 4 充填用の土砂が不足する場合は、調達した土砂を新規箱型土のうに充填 5 望楼屋根の設置 (付図4参照) 6 取付階段の設置 (付図5参照)	
5	既設周辺設備の復旧	構内道路表層の復旧 (付図6参照)	

b) 受注者は、契約日から3箇月以内に、この仕様書による役務の履行に必要な手順や工法等について、日本語による施工計画書(外国語により発行された書類を提出する場合は、日本語訳を付記)を作成し、監督官の承認を得るものとする。この場合、受注者は施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

- 1) 計画概要
- 2) 現場組織表
- 3) 監督者の資格証明書(資格の種類は5.1に示す。)
- 4) 安全管理
- 5) 使用機械
- 6) 主要資材
- 7) 施工方法(主要機械、設置用地等含む。)
- 8) 施工管理計画(品質管理、出来形管理、工程管理、写真管理)
- 9) 緊急時の連絡態勢及び対応
- 10) 交通管理
- 11) 環境対策
- 12) 現場作業環境の整備
- 13) 仮設計画(足場、作業用給水、給電等)

- c) 受注者は、監督官が特に示した事項については、更に詳細な実施計画書を提出しなければならない。
- d) 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更内容について変更計画書を作成し、監督者の承認を受けなければならない。
 なお、簡易な内容においては監督官の承認を得て、記載内容の一部を省略することができる。
- e) 受注者は、この役務の終了に際して出来形を計測し、その計測結果に基づいて完成図を作成し、監督官に提出しなければならない。
- f) 受注者は、役務作業の中断が3日以上にわたる場合は、あらかじめ作業中断の7日前までに監督官に報告するとともに、作業中断前の作業現場の整理整頓、警備上の間隙に対する処置について監督官の指示を受けなければならない。この際、既存箱型土のう等の撤去から設置までの間隙が生じた状態で、役務作業の中断が7日以上にわたることの無いよう計画するものとする。
- g) 受注者は、この役務の履行にあたり、日本語を使用して監督官と調整しなければならない。

4 監督・検査

4.1 監督

契約書及び仕様書等に規定する全ての役務を円滑に実施するため、契約相手方との連絡調整、指示、立会、審査及び確認等の方法により必要な監督を行うものとする。

4.2 検査

- a) 検査項目等は表4のとおりとする。

表-4 検査項目等

番号	検査項目	検査内容	実施時期
1	材料検査	調達した資材の品質、寸法、企画、数量	調達の都度
2	施工検査	施工工程、品質、寸法、規格及び数量	随時
3	技術検査	施工体制、施工状況、品質、出来栄え	随時
4	完成検査	仕様書等に記載した役務の完成確認	完成時

- b) 検査官は完成検査に先立って、監督官を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- c) 完成検査は、契約書及び仕様書等に規定する全ての役務完了の確認を受注者及び監督官並びに検査官立ち合いの上、全ての提出書類の提出確認をもって行うものとする。
- d) 検査の結果、検査官が修補の必要性があると認めた場合には、その指示に従い、期限を定めて修補を行うものとする。

5 その他の指示

5.1 監督者の配置等

- a) 受注者は、官側との調整及び当該役務に関わる役務従事者の拠点内への入出門を管理するため、2名以上の監督者を配置するものとする。
- b) 監督者の作業間の定位は、ジブチ共和国自衛隊活動拠点とする。
- c) 監督者の内1名は、作業計画の作成、作業工程管理、品質管理、その他の技術上の管理及び役務従事者へ技術上の指導をするため、2級土木施工管理技士（種別：土木）又は2級建築施工管理技士（種別：建築又は躯体）を有するものとする。
- d) 監督者は、日本語及び英語又は仏語が理解できる者とする。

5.2 施 工

5.2.1 材 料

この役務のために調達する材料等のうち、表 2－役務の内容第 2 項に記載された規格品が調達できない場合、同等品を使用するものとする。

なお、同等品を使用する場合は、応札 10 日前までに承認函等を提出し、監督官の承認を得るものとする。

5.2.2 電気及び水道

受注者は、この役務の履行に伴う電気及び水道（役務待機所及びトイレを除く。）を、受注者の責任において準備するものとする。

5.2.3 発生材等

受注者は、監督官が示す回収品を除き、この役務の履行に伴う発生材は、受注者の責任において処分するものとする。

5.2.4 仕様書等の管理

a) 受注者は、この役務の一部を第三者に委託し若しくは請け負わせようとするときは、下請負契約書等において、仕様書等の適正な管理に関する事項を明確に規定するものとする。

なお、第三者に下請負する場合は、その最終的な責任は受注者が負うものとする。

b) 受注者は、仕様書等を役務の目的以外に第三者に対して貸与、複写及び閲覧させてはならない。

c) 受注者は、仕様書等について、複写したものを含め役務終了後、速やかに監督官へ返却しなければならない。

5.3 役務の下請負

a) 受注者は、当該国において下請負又は雇用に配慮すること。

なお、下請負に付する場合には、下請負予定者を事前に監督官に報告しなければならない。

b) 受注者が下請けによる履行部分につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

5.4 就労環境への配慮

受注者は、役務従事者の業務時間等に関し、必要に応じて現地の気候特性、宗教及び生活習慣等に配慮するものとする。

なお、役務実施時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督官と協議し、承認を得るものとする。

5.5 関係機関等への手続き等

a) 受注者は、この役務の履行に当たり、「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（平成二十一年外務省告示第二百二十三号）」に基づき、関係機関等との連絡を密に保たなければならない。

b) 受注者は、受注者の責任において、「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（平成二十一年外務省告示第二百二十三号）」、ジブチ国内における適用法令等又はこの仕様書の定める役務の履行に必要な関係機関等への届け出等（賦課金、租税及びこれらに類似する課徴金の免税手続きを含む。）を実施する。

※ジブチ国内で発生する賦課金、租税は受注者負担とし、契約後の精算は行わない。

c) 受注者は、b)に規定する届け出等にあたっては、その内容を記載した書面により、事前に監督官に報告しなければならない。

d) 受注者は、関係機関等の検査がある場合は、その検査に必要な機材、労務等を提供しなければならない。

- e) 受注者は、地域住民及び地元関係者との間に紛争が生じないように所要の処置を講じなければならない。
- f) 受注者は、地域住民及び地元関係者からこの役務の履行に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に協力しなければならない。
- g) 受注者は、この役務を履行する上で必要な関係機関等、地域住民及び地元関係者と交渉する場合は、事前に監督官に報告のうえ、契約相手方の責任において誠意をもって対応しなければならない。
- h) 受注者は、a)～g)に係る交渉等の内容は、随時監督官に報告するとともに、後日紛争にならないように書面で明確にし、監督官に提出しなければならない。また、指示があればそれに従うものとする。

5.6 情報保証等

- a) 受注者は、この役務の履行上知り得た情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- b) 受注者は、拠点内において監督官が指定する場所以外には立ち入らないものとする。
また、履行場所以外での写真等の撮影を禁止する。
- c) 受注者は、履行場所へのパーソナルコンピューター、可搬電磁記憶媒体、携帯電話等を監督官の許可なく持ち込んで서는ならない。
- d) この役務の履行に伴う入出門の手続きについては、契約後速やかに実施するものとする。

5.7 安全管理

- a) 受注者は、常に安全管理に留意して現場監督を行い、災害の防止に努めなければならない。
- b) 受注者は、関係機関等の許可及び監督官の承諾なくして、流水及び陸空交通の支障となるような行為、又は第三者に支障を及ぼす等の施工をしてはならない。
- c) 受注者は、履行場所及びその周辺にある地上地下の既存構築物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。また、履行場所に地下埋設物件等が予想される場合には、監督官に報告しなければならない。
- d) 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督官に報告し、その処理について監督官の指示を受けなければならない。
- e) 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督官に報告するとともに、必要に応じて関係機関等に連絡し応急処置を行い、補修しなければならない。
- f) 受注者は、履行場所への関係者以外の者の立入を禁止するため、必要に応じて、仮囲い等により囲うとともに、立入禁止の表示をしなければならない。
- g) 受注者は、現場事務所、休憩所等を設置する場合は、設置場所周辺の美装化に努めるものとする。
- h) 受注者は、必要に応じて、所轄警察署、空港管理者、道路管理者、上下水道管理者、電力管理者等の関係者及び関係機関等並びに監督官と調整の上、緊密な連携をとり、安全を確保しなければならない。
- i) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に雨期、強風期、高温期等の施工に当たっては、工法、工程について十分に安全に配慮しなければならない。
- j) 受注者は、災害発生時においては、人員等の安全確保を全てに優先させ、直ちに負傷者後送等の処置を講ずるものとする。

- k) 受注者は、火気の使用や溶接作業等を行う場合には、所定の許可手続きを取り、作業を実施するものとする。作業実施に当たっては、火気の取り扱いには十分注意し、適切な消火設備を設置する等、火災の防止処置を講じ、作業終了時には監督官の確認を受けなければならない。
- l) 受注者は、指定場所以外で喫煙等火気を使用してはならない。
- m) 受注者は、ガソリン及び塗料等の危険物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- n) 全ての作業に係る安全管理は、受注者が処置するものとし、官側に故意又は過失がない限り、発生した事故について、官側は一切の責任を負わないものとする。

5.8 環境保全

- a) 受注者は、仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については、施工計画の作成及び工事の実施の段階において十分に検討し、履行場所及び周辺地域の環境保全に努めなければならない。特に大気汚染については、既存箱型土のう等撤去時及び新規箱型土のう充填時に発生する砂埃が、ジブチ空港（派遣海賊対処行動航空隊を含む。）の運営、周辺住民の生活、隣接道路の交通及び拠点の警備に支障を生じさせることの無いよう、対策を講じなければならない。
- b) 受注者は、環境への影響が予期され又は発生した場合は、最善の応急処置を講ずるとともに、直ちに監督官に報告し、指示（作業の中断を含む。）があればそれに従うものとする。

5.9 賠償責任

受注者は、故意又は過失による契約相手方の責に帰すべき事由により設備、器材その他官所有の物品を滅失又は棄損した場合は、受注者の負担により修補若しくはその損害を弁償しなければならない。

5.10 施設等の利用

- a) 受注者は、この役務の履行に必要な用地等については、監督官と協議するものとする。
- b) 受注者は、官側から役務の履行に係る用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとし、誤って損傷又は滅失させた場合は、受注者の負担により原状回復しなければならない。
- c) 受注者は **b)** に規定した用地等の使用終了後は、仕様書の定め又は監督官の指示に従い復旧の上、遅滞なく官側に返還しなければならない。また、役務の完成前において、官側が返還を要求したときも同様とする。
- d) 受注者は、この役務の履行のために必要な用地等を第三者から借用又は買収したときは、その所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- e) 官側は、受注者が用地等について復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき契約金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して官側に異議を申し立てることができない。
- f) 受注者は、拠点内においては、監督官が指定する場合において事務、休憩及び会議等を行うことができる。なお、当該指定場所の利用に当たっては、受注者の責任において適正に維持管理及び衛生管理に努めるとともに、誤って損傷又は滅失させた場合は、受注者の負担により原状回復しなければならない。
- g) 受注者は、監督官の許可を得ない限り、官側の使用する隊舎、庁舎、食堂、厚生棟、倉庫及びその他の施設を利用することはできない。

5.11 留意事項

- a) 受注者は、緊急時の連絡態勢を確保しなければならない。
- b) 受注者は、官側が行う隣接作業又は他の役務の受注者と相互に協力し、役務を実施しなければならない。
- c) 受注者は、拠点内においては当該拠点の規則等を遵守すること。

5.12 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義が生じた場合、監督官を経由して契約担当官等と協議するものとする